官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○元売業者を指定した件の一部を変更した件（総務三五二、三五三）　一
〔その他告示〕
○保安林の指定をする件（農林水産一五七二～一五八五）　一
○登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件（特許庁八）　四
○国立公園の公園事業を決定する件（環境七二）　五
○国立公園の公園事業を廃止する件（同七三）　五
○国立公園の公園事業を変更する件（同七四）　六
○都市計画に関する件（東北地方整備局八一）　六
○道路に関する件（北海道開発局八八～九〇）　六
〔国会事項〕
内閣　六
〔人事異動〕
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項　六
牧野たかお（本名　牧野京夫）国務大臣（復興大臣）及びあかま二郎（本名　赤間二郎）国務大臣（国家公安委員会委員長）の名前の件（内閣官房　北海道開発局公示（北海道開発局）　六
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示三、埼玉同五、大阪同二、兵庫同五）　六
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（同）　七
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一二三）　七
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同一二四、一二五）　七
〔公　告〕　八
諸事項　八
官庁
有権者申出方関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　九

法規的告示

○総務省告示第三百五十二号

平成元年自治省告示第百六十六号（元売業者を指定した件）の一部について次のとおり変更があったので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十月二十八日

総務大臣　林　芳正

名称　旧　変更年月日

コスモ石油株式会社　主たる事務所又は事業所の所在地　東京都中央区京橋一丁目七番一号　令和七年七月二十二日

名称　新

コスモ石油マーケティング株式会社　主たる事務所又は事業所の所在地　東京都港区芝浦一丁目一番一号

○総務省告示第三百五十三号

平成二十七年総務省告示第三百四十七号（元売業者を指定した件）の一部について次のとおり変更があったので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十月二十八日

総務大臣　林　芳正

名称　旧　変更年月日

コスモ石油株式会社　主たる事務所又は事業所の所在地　東京都中央区京橋一丁目七番一号　令和七年七月二十二日

名称　新

コスモ石油マーケティング株式会社　主たる事務所又は事業所の所在地　東京都港区芝浦一丁目一番一号

その他告示

○農林水産省告示第千五百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　富山県南砺市皆葎字ブト原谷七九（次の図に示す部分に限る。）、久保字成子骨一の二四、一の二五（次の図に示す部分に限る。）、池田字千谷川二六七四、二六七五、二六七七の一、二六七八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　富山県中新川郡立山町谷口字矢知割三三の一、三四の二、六九の三、七〇の三、富山市中滝字前平貝ズル山割三二の一、三三、三六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁並びに立山町役場及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和